(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
長野市大字塩生甲字馬神二六五七番七から同市大字塩生甲字馬神二六五七番四三まで	前	一〇・九九～二二・六〇メートル　〇・〇一八キロメートル
	後	二二・六〇～二三・三六メートル　〇・〇一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第二百三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県上水内郡飯綱町大字倉井字狐沢二〇八九番一から同町大字倉井字狐沢二〇八四番八まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月九日

○関東地方整備局告示第二百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県東筑摩郡生坂村四八一一番一から同村四八一四番一地先まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	長野県東筑摩郡生坂村四八一四番一地先から同村四八一四番一一地先まで	〃

供用開始の期日　平成二十七年四月九日

○関東地方整備局告示第二百三十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	大町市八坂字北原一六二八〇番二から同市八坂字北原一六二八三番二まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所
〃	長野市大字塩生甲字馬神二六五七番一〇地内	〃

供用開始の期日　平成二十七年四月九日

○関東地方整備局告示第二百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市大字塩生甲字馬神二六五七番七から同市大字塩生甲字馬神二七二〇番一まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月九日

○関東地方整備局告示第二百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月九日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	八王子市南浅川町四二一二番一地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月九日

○中部地方整備局告示第八十一号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十七年三月二十六日付をもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十七年四月九日　中部地方整備局長　八鍬　隆

認定更新番号表

製造業者名	更新前の認定番号	更新後の認定番号
浄化槽名称		
東洋プラント㈱ 代表取締役　松平　仁 東洋プラント小型合併処理浄化槽 ＴＰ－18型	５－10Ｋ－Ｈ－001	５－15Ｋ－Ｈ－002
〃　ＴＰ－21型	〃　－1	〃　－1
〃　ＴＰ－25型	〃　－2	〃　－2
〃　ＴＰ－30型	〃　－3	〃　－3

○四国地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月九日　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　施行者の名称　高知県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十三年四国地方整備局告示第三十五号高知広域都市計画下水道事業浦戸湾東部流域下水道
三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　変更なし